

策定しました!!

ふじパワフル 85計画Ⅱ

～「自立」と「共生」に支えられた活力と安心に満ちた高齢社会を目指して～

介護保険制度は、高齢社会を社会全体で支えていく仕組みとして始まりました。平成18年の改正により、予防重視型システムに転換するとともに、地域密着型サービスなどの新しい仕組みが誕生しました。

今回、平成18年度に策定したふじパワフル85計画を見直し、理念を引き継いだ「ふじパワフル85計画Ⅱ（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（平成21～23年度）を策定しました。

目指す高齢者像は 「活力と魅力ある85歳」

「ふじパワフル85計画Ⅱ」は、次のような点を重視しています。

高齢者の生きがいのきつかけづくりを応援します

就労、ボランティア、スポーツ、文化活動など、高齢者が現役で生き生きと活躍できる機会をふやします。

予防意識をさらに高めます

介護予防教室を開催

すべての高齢者を対象にした介護予防事業に取り組みます。

介護予防講演会を開催

介護予防についての基本的な知識を普及啓発し、自主的な取り組みを早期から進める意識を高めていきます。

各種健康診断を実施

疾病予防に努め、いつまでも健やかに生活できるように支援します。

高齢者の在宅生活を支援します

草取りなどの軽作業を行うスタッフの派遣や、配食サービス、紙おむつの支給など、幅広い福祉サービスを提供し、在宅で生活する高齢者や介護を行う家族を支援します。

地域のつながりを地域福祉に生かします

各地区で行われる地区福祉推進会議の活動を充実させ、民生・児童委員の活動と相互連携を図り、地域福祉活動を推進します。

また、高齢者とふれあう場や福祉関係のイベントや学習会などを開催し、これからの地域福祉を担う子どもたちの「福祉の心」を育てます。

認知症の人とその家族を支援します

※詳しくは、広報ふじ5月5日号で認知症支援について紹介します。

地域密着型サービスの整備を進めます

現在の整備状況を考慮して、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症グループホームなどを整備していきます。

地域包括支援センターが

4か所になりました

地域包括支援センターは、高齢者の住みなれた地域での生活を支えるため、保健師・社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが専門性を生かし、高齢者の総合相談・包括的継続的なケアマネジメントを行う地域ケアの拠点です。

いつまでも元気に！介護予防を進めます

さまざまな問題について相談に応じます

高齢者や家族の皆さんの生活など幅広く相談を受け、必要なサービスにつなげます。

高齢者の権利を守ります

悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止や高齢者虐待の防止に対応します。

地域のつながりを強めます

地域のケアマネジャーの支援や地域のネットワークづくりを行います。

名称	富士市高齢者 地域包括支援センター	富士市東部 地域包括支援センター	富士市北部 地域包括支援センター	富士市西部地域包括支援センター (富士川圏域に支所を置く)
所在地	〒416-8558 本市場 432-1 (フィランセ内) ☎66-3405	〒417-0816 増川新町 12-1 ☎39-1300	〒417-0808 一色 218-10 ☎23-0303	富士南部圏域 〒416-0923 横割本町 2-17 ☎65-8839 富士川圏域 〒421-3305 岩淵 137-1 (ふじかわ保健センター内) ☎81-4820
日常生活圏域	富士北部、吉原西部	吉原中部、吉原東部	吉原北部、鷹岡	富士南部、富士川
地区名	岩松、岩松北、富士駅北、富士北、今泉、吉原、伝法	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北、須津、浮島、元吉原	大淵、青葉台、広見、鷹岡、天間、丘	富士駅南、富士南、田子浦、富士川、松野
高齢者 地域支援窓口	在宅介護支援センター岩本園 ☎62-8787 在宅介護支援センターサルビア ☎66-0115 在宅介護支援センターみざわ園 ☎55-1811 みざほ在宅介護支援センター ☎54-5402	在宅介護支援センターふじみ台 ☎23-1234 鑑石園在宅介護支援センター ☎52-0085 オアシス在宅介護支援センター ☎38-2666	ヒューマンライフ富士 在宅介護支援センター ☎36-2666 鑑石園在宅介護支援センター ☎52-0085 てんま在宅介護支援センター ☎72-4699	在宅介護支援センターききょう ☎65-2000 在宅介護支援センターかじま ☎65-1165

地域包括支援センターは、高齢者の地域での相談窓口として各地域にある在宅介護支援センターに「高齢者地域支援窓口」事業を委託しています。無料でも相談できますので、お気軽にご利用ください。

月額基準額は3805円
新しい介護保険料が
決まりました

第4期計画期間（平成21年度～23年度）の介護保険サービスの利用見込み、高齢化の動向などから、平成21年度の第一号被保険者（65歳以上の人）1人当たりの保険料を月額3805円（基準額）としました。

保険料の段階を10段階に細分化

介護保険料は、基準額をもとに、所得に応じて段階的に調整されています（詳しくは下表「所得段階別介護保険料一覧」をごらんください）。

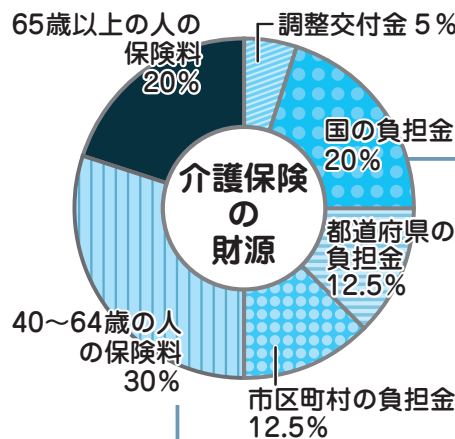
これまでは7段階（旧富士川町は6段階）でしたが、第4期計画期間は、負担能力に応じた保険料率を設定するため、保険料段階を10段階に細分化しました。

介護保険の財源は…

介護保険料と公費で運営

介護保険制度は、被保険者の皆さんに納めていただく保険料と公費で運営しています。

介護保険制度を支えるために、介護保険料は40歳以上の人全員に納めていただいています。



保険料の上昇を抑えます

平成21年度の介護報酬改定による介護保険料の上昇を抑えるため、国の「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」で積み立てた介護従事者処遇改善基金を使います。平成21年度は介護報酬改定による上昇分の全額、平成22年度は半額に充てますので、保険料額は年度ごとに改定されます。

さらに、介護給付費準備基金を使って、毎年度、保険料の上昇を抑制します。

旧富士川町の皆さんへ
保険料の支払い方法などが変わります

普通徴収（個別納付）

●納期が6期から8期にふえます。

●納期ごとに郵送されていた納入通知書は、1年間分をまとめて7月に郵送します。内容を確認して、年度末まで大切に保管してください。

●保険料に変更が生じたときは、その後の納期分の納入通知書を改めて郵送します。

●口座振替をしている人にも、賦課の根拠を記載した納入通知書（介護保険料のお知らせ）を郵送します。

特別徴収（年金からの天引き）

●特別徴収を継続する人の4月、6月、8月の介護保険料は、第4期介護保険料をもとに算出されます。

●第4期の保険料は、10月以降の特別徴収に反映されます。

問い合わせ

介護保険課

☎(55)2766
FAX(51)0321



所得段階別介護保険料一覧（第一号被保険者）

所得段階		基準額に対する割合	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	0.50	2万2,830円	2万4,000円	2万5,140円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人				
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超の人	0.75	3万4,245円	3万6,000円	3万7,710円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、自分は市民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.83	3万7,897円	3万9,840円	4万1,732円
第5段階（基準額）	世帯のだれかに市民税が課税されているが、自分は市民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	4万5,660円	4万8,000円	5万 280円
第6段階	市民税が課税され、前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.10	5万 226円	5万2,800円	5万5,308円
第7段階	市民税が課税され、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	5万7,075円	6万 円	6万2,850円
第8段階	市民税が課税され、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	1.50	6万8,490円	7万2,000円	7万5,420円
第9段階	市民税が課税され、前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	1.75	7万9,905円	8万4,000円	8万7,990円
第10段階	市民税が課税され、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	2.00	9万1,320円	9万6,000円	10万 560円